

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

新しい風が吹き始めました！

新年度を迎えて、4月1日から新卒3人を含めた5人の新人が入社しました。これまでも新卒者は採用して来ましたが、4月の新卒説明会から、選考、内定を経て、翌年4月からまさらの新卒を採用したのは今年が初めてです。18年前、私が41歳の時に、事務所として採用した初めての新卒がパートナーの山本です。その山本が今年41歳になり、初めて正式な新卒採用ができる組織になりました。（あっ山本の歳のことは気にしているので内緒でお願いします（笑））私ども事務所も、いよいよ「組織」として次のステージへの挑戦をスタートします。

永続企業を目指すためには、やはり新卒を採用して一から組織の基盤であるミッションやバリューを共有できるメンバーを育てる必要があります。人が辞めたから、人手が足りないから、と中途採用を繰り返すだけでは、商売としての業務はこなせてもミッションを共有して社会貢献を目指す強固な経営の基盤を創り上げることは難しいと感じます。新卒を採用して一から教育したメンバーが組織の三分の一を占めるようになって、初めて組織の太い幹が出来上がるのではないかと思います。

入社後一週間を費やした新人教育では、午前中はミッション、ビジョン、バリューを中心にした理念研修をじっくりと行い、午後は、ビデオ視聴による実務の基礎知識の習得を目的とした研修を行いました。

教育には、「教える」とこと、「育てる」とことの二つの分野があります。教えるとは、実務知識や技術を伝え、効率よく正確な「長けた仕事」ができる基礎を作ることです。そして、育てるとは、組織の目指すものや、仕事に対する心構えや、自分の人生の価値について思考することにより「豊かな仕事」を創り出せる人を育てることを言います。経営の目的は、単に効率良く儲けられる社員を育てることではなく、夢を持ち仕事を通して自己実現できる人財を育て、豊かな社会を創る礎を築くことにあります。

理念研修の最初は、自分の過去の経歴や環境を振り返り、今の自分の根っ子を作っている自分の価値観を分析し整理して、それを皆で共有するための「自分紹介」でした。つまり自分の「**現在地点の確認**」です。

次は、私たち全員が協力して「目指すもの（ミッション）」、そのために皆で共有すべき行動規範でもある「価値観（バリュー）」について、ひとつずつ解説とディスカッションと発表を繰り返しながら皆の理解を深めました。それにより、仕事だけに留まらず、自分の目指す生き方やライフスタイルの確認、そして自分なりのビジョンの確認を行いました。つまり、自分の「**目指すものの確認**」です。

そして最後に、その目指すものを手に入れるために自分が何をすべきかを確認しました。何かを手に入れるためには、それを手に入れるために何をすべきか？何を捨てるべきなのか？を明確にする必要があります。つまり、目指すものを手に入れるために「**支払う対価の確認**」です。

人は、自分の現在位置と目指すものが明確になり、それを手に入れるために自分が支払うべき対価への覚悟が決まり、日々それに基づいて行動していけば必ず成功に近づくことができます。目指すものと日々の行動が常に一致している状態を幸せで充実した日々...それが不一致の状態がストレス満載の日々...人生は単純で明快です。

そして、それは「経営」の基盤とイコールなのです。まずは、自分自身が成功の法則を体験すること。それが私ども組織の「お客様のビジョン実現のサポート」への第一歩なのです。

新人が入社し、組織全体に爽やかな新しい風が吹き始めました！皆の健闘を祈ります。

◆ 空き家にかかる固定資産税等について

管理が不十分になった空き家は火災や建物の倒壊、衛生面の悪化など多岐にわたる問題が発生するおそれがあることから、一定の空き家の敷地については固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなりました。

● 住宅用地にかかる課税標準の特例措置

住宅用地については、税負担を軽減する目的で、固定資産税および都市計画税について課税標準の特例措置が設けられています。

- ・ 小規模住宅用地（住宅用地で住宅1戸につき200㎡までの部分）

固定資産税：1/6 都市計画税：1/3

- ・ 一般住宅用地（上記以外）

固定資産税：1/3 都市計画税：2/3

この特例は空き家であっても適用されていました。しかし、

- ・ 今後の人口減少に伴い、空き家が増加することが予想されること
- ・ 管理が不十分になった空き家は火災や建物の倒壊、衛生面の悪化など様々な問題が発生するリスクが高いこと

などを考慮し、空き家の除却等を推進することを目的として、これまで認められてきた税制上の優遇措置が見直されることとなりました。

● 「空家」と「特定空家等」

「空家等対策の推進に関する特別措置法（通称：空き家対策特別措置法）」に基づき、市町村長が「特定空家等」の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合には、その敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなります。

「空家」・・・建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）

「特定空家等」

- I. そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある
 2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある
- II. そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 1. 建築物または設備等の破損等が原因で、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている
 2. ごみ等の放置、不法投棄が原因で、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている
- III. 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 1. 適切に管理されていないため、既存の景観ルールに著しく適合していない状態となっている
 2. その他、周囲の景観と著しく不調和な状態である
- IV. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
 1. 立木が原因で、歩行者等の通行を妨げている
 2. 空家等に住みついた動物等が原因で、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている

空き家を所有している方にとって固定資産税等の増額は大きな負担の増加となりますので、今後は有効な空き家の活用を図ることが求められます。

空き家の活用をお考えの方は、担当者までご相談下さい。

“ 経営塾 : 人財育成 ”

九州は大地震で大変なことになっています。5年前の東北大地震の時のブログ記事を再掲します。

【旧経営者へのメッセージ 2011.04.20 ブログより】

★ 大変な時...

「大変な時」ほど、その人の「本性」が顕になると言いますが、今回の震災を見ている、色々な人が居て、色々なことを感じます... 本性とは「人間が普遍的に持つ思考、感覚、行動などを指す概念」と解説されていますが、簡単に言えば「物の見方・考え方」であり、その人のもっている「価値観」という意味だと思います。

避難所で整然と並んで自分の順番を待つ被災者。何の暴動も起こらず秩序正しく行動する被災者... そんな報道を観て世界中の人々が「日本人の高い価値観」に驚き尊敬の念を抱いていると聞きます。人それぞれの価値観があるように、国には国の価値観があり、地域には地域の価値観があり、時代には時代の価値観があります... 価値観とは「思考の物差し」と解されますが、その意味が良くわかります。

自由もプライバシーも守られない避難所でジッと耐え続ける人々がいれば...

空き家や空き店舗を荒らして金品を盗みまわる人たちもいる...

自宅を荒らされても「彼らを責められない」と、さらに大きな愛で包む人たちや...

すべてを失くしてゼロから「かならず復興させます」と前向きに生きる人がいれば...

落胆し「お前らに俺の気持ちがかかるか。できるなら同じ目に遭って欲しい」と運命を恨む人もいる。

その差は「性格」や「道徳」などではなく、まさに、その人の「価値観」だと分かります。

震災の当日、東京に出かけていて事務所に帰るのに10時間以上かかり、夜中になりました。テレビでは事務所の近くのビルの壁が崩れ、窓ガラスが割れる様子が報道され... 事務所のパートナーの山本からは「天井が落ちました、横浜公園に避難しています」とメールが来て... 皆のことが心配で胃がキリキリと痛みました。やっとみつけた公衆電話から「バラバラにならず皆で一緒にいること」と一言だけ伝えました。

事務所に帰り着くと、家族が心配で家に帰った数人（慌てて勝手に帰って皆を心配させた一人もいました）を除いて全員が事務所にまとまっていてくれました。パートナーの山本も家まで歩いて帰れる距離で、近くに勤めるご主人も先に家に帰って待っていたようですが、経営者でもある自分は「皆に責任がある」と最後まで皆をまとめて事務所を守ってくれていました。

「自分勝手に行動しない」のが社員としての社会人の最低限のルールであれば... 「家族以上に社員を優先する」のが経営者としての責任とルールなのかもしれません。

後継者であるパートナーが経営者としての「価値観」をキチンと育ててくれていたのが嬉しかったです。もし、社員を残して自分だけ家に帰っていたら、後継者としては認めなかったかもしれません。そして社員の皆も、その後ろ姿をキチンと観て評価していると思います。

以前、ある社長から... 社員の時は、真面目に仕事して家族を大切にすれば立派な社会人として認められる。でも、社長になって家族を大切にしていたら「お前は自分の家族が幸せならいいのか」と責められる。では、社員を大切にしようと努力すれば「お前は自分の会社さえ良ければいいのか」と責められる。では、取引先や地域を大切にしようと努力すれば「お前は自分の周りだけ良ければいいのか」と... つまり、「経営者になるということは、無限に世の中のすべてに責任を持つというなんだよ」と教えていただいたことがありました。

「大変」な時とは、「大きく変わる」時でもあります...

「大変」な今こそ、自分の価値観を問い直し、大きく成長できるチャンスにしなければと思います。

★ 悩める相続第12弾！

先月は11回続きました相続レポートに高齢化社会における認知症の社会問題を挟ませていただきました。今月は再び、相続問題に戻りにレポートをお送りいたします。

● 相続金受け取り、信託で

相続が発生した際にお金をすぐ引き出せず、当面の生活費や葬儀費用のやりくりに困るケースは少なくありません。そんな時に頼りになるのが簡単な手続きで相続金を受け取れる「遺言代用信託」です。高齢化の進展で相続への関心が高まるにつれて利用者が増加しており、利便性を高めた新商品も登場しています。

今月は「遺言代用信託」についてレポートをお送りいたします。

遺言信託はあらかじめ受け取る人相続人を指定してお金を預けておくと、本人が亡くなった際に相続する家族などが簡単な手続きで相続金が受け取れる仕組みです。

● 預金の凍結！

通常は本人が亡くなると、本人名義の預金が凍結されてしまうため、相続人は相続手続きが完了するまで相続金を引き出すことができません。引き出す際には解約するか名義を変更することが必要で、遺言書や遺産分割協議書、相続人全員の印鑑証明書などを取り揃える必要もあり、かなりの手間が掛かります。

遺言代用信託ではこうした不便さも解消できるため、ここ数年で急増しています。取り扱いが始まったのは2009年度からですが、15年度9月末時点で12万件を突破し、半年間で15%増加しました。13、14年度はそれぞれ新規契約数が4万件を超えました。ニーズの高まりを受けて、取り扱う金融機関が増えている影響が大きいと言えます。

遺族向けだけでなく、信託したお金を自分用に受け取るサービスを提供している銀行もあります。自分で希望した時期から定期的にお金を受け取る仕組みで、年金が振り込まれない月に年金代わりに受け取ったり、あらかじめ自分が認知症などになった時に備えてお金を預けておいたるする目的で利用できます。

● 手続き簡単、通販も登場

昨年11月からは、業界初の通信販売型商品「かんたん相続信託」が発売されました。店舗への来店が不要で、手続きは郵送と電話だけで出来ます。通常、信託銀行の店舗は大都市が中心で、店舗数も多くはないため、利用しやすいとは言えません。この通販は、近隣に信託銀行の店舗がない方を主な顧客として想定して作られました。

実際に相続が発生した際には専用ダイヤルで支払い請求書を取り寄せ、死亡診断書などを同封して銀行に送ります。書類で相続人であることが確認されれば、簡易書留郵便が利用者に送られ、銀行の受領確認から原則5日営業日以内に指定口座にお金が振り込まれます。元本保証型で、申込手数料や管理報酬は必要ありません。数多くの商品が発売されている中で、家族用の一時金受け取りと定時定額受け取り、自分用の定時定額受け取りの3プランを用意している金融機関もあります。それぞれのプランを組み合わせることも可能ですから、自分の健康に対するリスクなどを考えると、生活設計の一助ともなりえます。老後の心配を減らすために考えてみるのも良いのではないのでしょうか？



㈱横浜総合フィナンシャルの西尾です！

皆さん、遺言信託のお話は如何でしたか。遺言信託を考える前に、先ずはご自身の財産の洗い出しや評価が必要となります。

相続に関しては時間を掛けて準備をする必要があります。

何はともあれ、横浜総合事務所の担当者にご相談下さい。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

稼げる男は「コスプレ」をして、
稼げない男は「おしゃれ」をする。
(「稼げる男と稼げない男の習慣」松本利明著 より)

プロは自分の好きなファッションやおしゃれではなく、自分が伝えたいもの、相手に認めさせたいものに応じて、自分を演出します。テレビドラマの役者が、その職業やキャラクターに沿った服装をしているのと同じなのです。できる男は演じられる男なのですね。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 9 6)

- ★ 3月31日に日本最大級のペットショー、インターペットに参加しました。色々な最新情報が参考になったのは勿論ですが、会場では数多くの業界の方とお話をさせていただき、とても素敵な出会いがございました。きっとこれからワクワクする時間を共有させていただけることと思います。改めて、いろんな場所に出て多くの人にお会いすることの大切さを痛感しました。出会いもチャンスも皆、平等です。しっかりアンテナを張り、「素晴らしい出会い」を受け止められる「素直な心」を持ち続けていきたいと思っています。(NISHIO)
- ★ 北島康介選手が引退を表明しました。「ちょー気持ちいい」などの数々の名言が思い出されますが、小学6年の作文に「国際大会でメダルをとり、日本の代表選手に選ばれて、オリンピックに出る」と書いているのを見つけました。「名選手」は目標が明確で努力を継続することが共通点のようです。特別な人は生まれた時から特別だったのではなく、長年の努力の結果だと考えると勇気が湧いてきます。努力し続ければ10年後、20年後の結果は変わるということですから。前を向いて自己研鑽に励みたいと思います。(YAMAMOTO)
- ★ 先月、4月の未来創造塾講演をお願いしたアチーブメント(株)様の『頂点への道』セミナーに3日間参加してきました。代表の泉が創業当時に受講し、事務所のベースとなっている『選択理論』を改めて学ぼうと参加したのですが、経営計画に携わる仕事をする上で、大きな気づきを得る機会となりました。全ての現象は自らの選択の結果であるからこそ、未来を変えることができる。環境や他人の責任を口にする限り、問題を課題に変えることはできない。学びを結果に変えるため、実践したいと思います！ (TOCHIKURA)
- ★ 毎年春になると、ビール腹を抱えながら「今年はどこ山に行こうかな？」と世界の山々に思いを馳せます。三浦雄一郎が「元気だから山に行くのではなく、山という目標があるから元気なんだ」とどこかで言っていた通りに、私も山という目標があるから健康なのであって、単に健康のためには痩せらそうにありません。そんなこともあり今夏は南米の明峰アルパマヨに行くことにしました！そう決めた途端に、20キロのザックに両手に2キロのダンベル持って毎朝5キロのランニングに、週二日の休肝日もスタート...



なのに、なのに、ガ〜ン！日程のド真中に監査役を務めている会社の株主総会が決定。株主は税理士・会計士50人、監査役は私一人... う〜ん、欠席する訳にはいきませんね(涙)。あ〜あ、山本とのミーティング日程を勝手にズラし、エストニアのマイナンバー視察ツアーを放っぼり、誘われた経営実践塾を欠席して... 無理矢理に山に行こうとした天罰が当たりました。既にもってしまった羽田〜リマ往復のエア・カナダの航空券のキャンセル代が6万円。踏んだり蹴ったりです。ガチョ〜ン！ちょっと古い？ (IZUMI)

TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成28年5月17日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第64回「経営計画を活用した100年企業の創り方」

講師：株式会社横浜総合マネジメント 代表取締役 枡倉 恒敬

日時：平成28年5月19日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 4期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します！

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成27年5月15日(金)～平成29年3月4日(土)

場所：日帰り／(株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり／湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集：全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)日本エスクロー信託

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕閣内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります